

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所  
代表取締役社長 畔柳 昇

## コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備に係る「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正について

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、平成27年6月1日から施行しますので、ご通知申し上げます。

(詳細は、規則改正新旧対照表を名証のホームページ (<http://www.nse.or.jp>) に掲載しておりますのでご覧ください。)

今回の改正は、当取引所においてコーポレートガバナンス・コード(以下「コード」といいます。)を策定することに伴い、コードについて“Comply or Explain”(原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明するか)を求めるほか、独立社外取締役の円滑な選任に資するため、独立性に関する情報開示について見直しを行うなど、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正を行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

### 記

#### I. 改正概要

(備考)

##### 1. コードの策定に伴う制度整備

###### (1) コードを実施しない場合の理由の説明

上場会社は、コードを実施しない場合には、その理由を説明するものとします。

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則別添、第31条の3等

###### (2) コードを実施しない場合の理由の説明の媒体

「コードを実施しない場合の理由の説明」は、コーポレート・ガバナンス報告書に記載するものとします。

・有価証券上場規程に関する取扱い要領10の4等

###### (3) コードの尊重

上場会社は、コードの趣旨・精神を尊重して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとします。

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第42条の3

##### 2. 独立役員の独立性に関する情報開示の見直し

上場会社が独立役員を指定する場合には、当該独立役員と上場会

・上場有価証券の発行者

社との間の特定の関係の有無及びその概要を開示するものとし  
ます。

の会社情報の適時開示  
等に関する規則の取扱  
い9 f 等

## II. 施行日

- ・平成27年6月1日から施行します。
- ・ 1. (2)の改正を反映したコーポレート・ガバナンス報告書は、平成27年6月1日以後最初に開催する定時株主総会の日から6か月を経過する日までに当取引所に提出するものとします（「コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領（平成27年6月改訂版）」参照）。

以 上